

議案第66号

交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年9月2日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 交野市立交野みらい小学校と交野市立第一中学校を統合し、新たに義務教育学校として交野市立交野みらい学園を設置するため、所要の改正を行いたため。

交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例案

交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例

交野市立学校に関する条例（昭和40年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「交野市立交野みらい小学校 交野市郡津1丁目43番1号」を削る。

第2条中「交野市立第一中学校 交野市私部南3丁目1番1号」を削る。

第4条を第5条とする。

第3条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（義務教育学校の設置）

第3条 本市に義務教育学校を次のとおり設置する。

交野市立交野みらい学園 交野市私部1丁目54番1号

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

（交野市奨学金条例の一部改正）

3 交野市奨学金条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する学校」を「規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、大学、高等専門学校又は専修学校（通信制の課程を除く。以下「高等学校等」という。）」に改める。

第4条第1号中「学校教育法に規定する学校」を「高等学校等」に改め、「（ただし、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部並びに通信教育を受けている者を除く。）」を削る。

（交野市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正）

4 交野市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成29年条例第13号）の一部を次のよう

に改正する。

第2条第1号中「市立小中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）」に改める。

第3条第2項第1号中「市立小中学校」を「学校」に改める。

（交野市立学校いじめ対策審議会条例の一部改正）

- 5 交野市立学校いじめ対策審議会条例（平成29年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市立小中学校」を「市立小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

（交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 6 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。第18条において同じ。）」を加える。

（交野市放課後児童会条例の一部改正）

- 7 交野市放課後児童会条例（平成16年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）」を加える。

第5条第1項第2号中「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する」を削る。

（交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 8 交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第11条中「、小学校」の次に「若しくは義務教育学校」を、「その他小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第27条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例の一部改正)

- 9 交野市風俗営業等に係る特定建築物の建築等の規制に関する条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。